

札幌市専用水道事務取扱要領（平成7年4月27日衛生局長決裁）（新旧対照表）

現 行	改正案	備考
<p>第1条～第9条（省略）</p> <p>第10条 設置者は、法第39条第2項の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる報告書を速やかに保健所長に提出するものとする。</p> <p>(1)、(2)（省略）</p> <p><u>(3) 確認を受けた専用水道について設計を変更した場合</u>  <u>専用水道水道設計変更報告書（第17号様式）</u></p> <p><u>(4) 飲料水供給施設等が専用水道に該当することになった場合</u>            専用水道水道法適用報告書（第18号様式）</p> <p><u>(5) 確認を受けた専用水道を廃止した場合</u>            専用水道廃止報告書（第19-1号様式）</p> <p><u>(6) 確認を受けた専用水道が適用除外になった場合</u>            専用水道水道法適用除外報告書（第19-2号様式）</p> <p><u>(7) 確認を受けた専用水道がしゅん工し給水開始をする場合</u>            給水開始前の水質検査及び施設検査の結果報告書（第20号様式）</p> <p><u>(8) その他保健所長が必要と認める場合</u></p> <p>2 <u>保健所長は、法第39条第2項の規定により次に掲げる場合に、当該職員をして水道の工事現場、事務所</u></p>	<p>第1条～第9条（現行のとおり）</p> <p>第10条 設置者は、法第39条第2項の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる報告書を速やかに保健所長に提出するものとする。</p> <p>(1)、(2)（現行のとおり）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 飲料水供給施設等が専用水道に該当することになった場合</u>            専用水道水道法適用報告書（第18号様式）</p> <p><u>(4) 確認を受けた専用水道を廃止した場合</u>            専用水道廃止報告書（第19-1号様式）</p> <p><u>(5) 確認を受けた専用水道が適用除外になった場合</u>            専用水道水道法適用除外報告書（第19-2号様式）</p> <p><u>(6) 確認を受けた専用水道がしゅん工し給水開始をする場合</u>            給水開始前の水質検査及び施設検査の結果報告書（第20号様式）</p> <p><u>(7) その他保健所長が必要と認める場合</u></p> <p>2 <u>法第39条第2項の規定による検査する帳簿書類に</u>は、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は</p>	<p>備考</p> <p>第17号様式を削除（確認申請を経ずに、計画を変更できると誤認される恐れがあるため）</p> <p>条項ずれ</p> <p>立入検査の規定が法第39条の2と重複するため、該当部分を削除</p>

現 行	改正案	備考
<p><u>又は水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量又は必要な帳簿書類を検査させることができる。なお、帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。</u></p> <p><u>(1) 確認を受けた専用水道の布設工事がしゅん工し、給水を開始する場合</u></p> <p><u>(2) その他保健所長が必要と認める場合</u></p> <p>3 <u>前項の立入検査の結果の通知は、</u>専用水道立入検査結果書（第21号様式）又はこれに準じた様式によるものとし、改善等の報告は専用水道改善報告書（第22号様式）によるものとする。</p> <p>第11条、第12条 （省略）</p>	<p>保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。</p> <p>3 <u>保健所長は、法第39条第2項の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、</u>専用水道立入検査結果書（第21号様式）又はこれに準じた様式を交付することにより指導を行うものとし、改善等の報告は専用水道改善報告書（第22号様式）によるものとする。</p> <p>4 <u>設置者は、前項の専用水道立入検査結果書の交付を受けて改善を求められたときは、保健所長が指定する期限までに専用水道改善報告書（第22号様式）を保健所長に提出するものとする。</u></p> <p>第11条、第12条 （現行のとおり）</p>	<p>立入検査後の結果通知を、特定建築物と同様、必要に応じてできるよう改正</p> <p>改善報告書の提出者を明記</p>

現 行	改正案	備考
<p>別表 専用水道維持管理基準</p> <p>1、2 (省略)</p> <p>3 配水施設等の管理  (1)～(4) (省略)  (5) 貯水槽等の清掃を<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。  (6) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>5</u> 帳簿書類の備付け  施設の維持管理に関する帳簿書類を備え、これを常に整理し、保存しておくこと。</p>	<p>別表 専用水道維持管理基準</p> <p>1、2 (現行のとおり)</p> <p>3 配水施設等の管理  (1)～(4) (現行のとおり)  (5) 貯水槽等の清掃を<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。  (6) (現行のとおり)</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p><u>5 水質の管理</u>  <u>水道法施行規則第15条に定めるもののほか、給水栓の水の臭い、味、その他の状態の検査を毎日行うこと。</u></p> <p><u>6</u> 帳簿書類の備付け  施設の維持管理に関する帳簿書類を備え、これを常に整理し、保存しておくこと。</p>	<p>水道法改正により、簡易専用水道の清掃頻度が改められたことに倣い改正</p> <p>これまで簡易専用水道等に準じて指導していたことから、新規に規定</p> <p>条項ずれ</p>

現 行	改正案	備考
<p>(第1号様式)～(第4号様式) (省略) (第5号様式)</p> <p>(第5号様式)</p> <p style="text-align: center;">専用水道水道技術管理者届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: center;">住所 専用水道の設置者 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人又は組合にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づく水道技術管 理者として、下記の者を任命しましたので、履歴書を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 専用水道の名称</p> <p>2 専用水道の所在地</p> <p>3 水道技術管理者名</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>(注) 履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定す る水道技術管理者の資格を有することを確認できる内容であること。</p>	<p>(第1号様式)～(第4号様式) (現行のとおり) (第5号様式)</p> <p>(第5号様式)</p> <p style="text-align: center;">専用水道水道技術管理者届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: center;">住所 専用水道の設置者 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人又は組合にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づく水道技術管 理者として、下記の者を任命しましたので、履歴書を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 専用水道の名称</p> <p>2 専用水道の所在地</p> <p>3 水道技術管理者名</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>(注) 履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定す る水道技術管理者の資格を有することを確認できる内容であること。</p>	

現 行						改正案						備考
水道技術管理者履歴書												押印の廃止          専用水道の名称及び所在地の欄を移動          賞罰欄の廃止
氏 名	印 年 月 日生					氏 名	年 月 日生					
現 住 所						現 住 所						
最 終 学 歴	学校名及び学科名					最 終 学 歴	学校名及び学科名					
	卒 業 年 次						卒 業 年 次					
職 歴						職 歴						
水道関係技術上の実務経験年数等	勤務先又は職業	役職名	期日	年数	従事職務内容	水道関係技術上の実務経験年数等	勤務先又は職業	役職名	期日	年数	従事職務内容	
	専用水道の名称 専用水道の所在地											
管理に従事する専用水道の種別	1 一日最大給水量が1,000m <sup>3</sup> を超える専用水道					管理に従事する専用水道の種別	1 一日最大給水量が1,000m <sup>3</sup> を超える専用水道					
	2 一日最大給水量が1,000m <sup>3</sup> 以下の専用水道 (3に該当するものを除く。)						2 一日最大給水量が1,000m <sup>3</sup> 以下の専用水道 (3に該当するものを除く。)					
	3 一日最大給水量が1,000m <sup>3</sup> 以下であり消毒設備以外の浄水施設がなく、かつ自然流下のみにて給水させる専用水道						3 一日最大給水量が1,000m <sup>3</sup> 以下であり消毒設備以外の浄水施設がなく、かつ自然流下のみにて給水させる専用水道					
賞 罰						備 考						
備 考						備 考						
専用水道の名称					専用水道の所在地							

現 行	改正案	備考
-----	-----	----

(第6号様式～第10-1号様式) (省略)  
(第10-2号様式) 専用水道維持管理報告書

(第10-2号様式)

年 月 日

専用水道維持管理報告書

水道名						施設所在地					
設置者名						水道技術 管理者氏名					
施設の概要	水源種別	地下水(浅、深: 本)、河川水、湧水、分水(原水、浄水)、その他( )									
	浄水方法	膜ろ過、除鉄、除マンガン、消毒、緩速ろ過、急速ろ過、その他( )、無									
取水状況等	確認時給水人口	人		現在給水人口	人						
	水源	年間取水量	年間給水量	月平均給水量	薬剤使用状況	薬剤名	月平均使用量	月平均注入率			
塩素使用状況	塩素剤名	月平均使用量	合計塩素換算量	健康診断	従事者氏名	①	②	③			
	次亜塩素酸ナトリウム	%	kg	受診日	1回目	月 日	月 日	月 日			
		L	月平均塩素注入率	受診日	2回目	月 日	月 日	月 日			
			mg/L	受診状況	全員2回受診済・一部未受診・未受診						
定期水質検査結果	水質検査機関										
	水質検査機関との委託の契約形態	<input type="checkbox"/> ①設置者が直接契約 <input type="checkbox"/> ②設置者以外が契約(⇒契約者: □第三者委託 <sup>※</sup> の受託者 □第三者委託 <sup>※</sup> の受託者以外の者) <input type="checkbox"/> ③その他( )									
	浄水	簡易検査	月 日実施	月 日実施	月 日実施	月 日実施					
	全項目検査	月 日実施	月 日実施	月 日実施	月 日実施						
	検査結果	適合・不適合(不適合検査日: ) 不適合項目: )									
原水	全項目検査	月 日実施	検査結果	浄水の基準値を超えた項目: 無・有( )							
指標菌検査(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	月 日実施	月 日実施	別添のとおり(5回以上検査時)								
	月 日実施	月 日実施	指標菌検査結果 不検出・検出( )								
日常点検結果	残留塩素濃度等検査結果	外観及び残留塩素の検査の記録(別添のとおり)									
	設備の点検状況	残留塩素: 適合・不適合( )、外観検査: 異常無・異常有( ) 設備の点検整備記録(別添のとおり) 実施・一部未実施(未実施項目: )・未実施									
水質検査計画	新年度の水質検査計画書(別添のとおり)										
特記事項											

注1) 水質検査、日常点検結果及び健康診断については、それぞれ結果書等の写しを添付してください。  
注2) 4月末までに提出してください。  
※第三者委託とは、水道法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を政令で定める要件を満たす者に委託することをいい、保健所への届出が必要です。

(第6号様式～第10-1号様式) (現行のとおり)  
(第10-2号様式) 専用水道維持管理報告書

(第10-2号様式)

年 月 日

専用水道維持管理報告書

水道名						施設所在地					
設置者名						水道技術 管理者氏名					
施設の概要	水源種別	地下水(浅、深: 本)、河川水、湧水、分水(原水、浄水)、その他( )									
	浄水方法	膜ろ過、除鉄、除マンガン、消毒、緩速ろ過、急速ろ過、その他( )、無									
取水状況等	確認時給水人口	人		現在給水人口	人						
	水源	年間取水量	年間給水量	月平均給水量	薬剤使用状況	薬剤名	月平均使用量	月平均注入率			
塩素使用状況	塩素剤名	月平均使用量	合計塩素換算量	健康診断	従事者氏名	①	②	③			
	次亜塩素酸ナトリウム	%	kg	受診日	1回目	月 日	月 日	月 日			
		L	月平均塩素注入率	受診日	2回目	月 日	月 日	月 日			
			mg/L	受診状況	全員2回受診済・一部未受診・未受診						
定期水質検査結果	水質検査機関										
	水質検査機関との委託の契約形態	<input type="checkbox"/> ①設置者が直接契約 <input type="checkbox"/> ②設置者以外が契約(⇒契約者: □第三者委託 <sup>※</sup> の受託者 □第三者委託 <sup>※</sup> の受託者以外の者) <input type="checkbox"/> ③その他( )									
	浄水	簡易検査	月 日実施	月 日実施	月 日実施	月 日実施					
	全項目検査	月 日実施	月 日実施	月 日実施	月 日実施						
	検査結果	適合・不適合(不適合検査日: ) 不適合項目: )									
原水	全項目検査	月 日実施	検査結果	浄水の基準値を超えた項目: 無・有( )							
指標菌検査(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	月 日実施	月 日実施	別添のとおり(5回以上検査時)								
	月 日実施	月 日実施	指標菌検査結果 不検出・検出( )								
日常点検結果	残留塩素濃度等検査結果	外観及び残留塩素の検査の記録(別添のとおり)									
	設備の点検状況	残留塩素: 適合・不適合( )、外観検査: 異常無・異常有( ) 設備の点検整備記録(別添のとおり) 実施・一部未実施(未実施項目: )・未実施									
水質検査計画	水質検査計画のうち、 <u>新年度の水質検査年間計画、検査回数及びその理由(別添のとおり)</u>										
特記事項											

注1) 水質検査、日常点検結果及び健康診断については、それぞれ結果書等の写しを添付してください。  
注2) 4月末までに提出してください。  
※第三者委託とは、水道法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を政令で定める要件を満たす者に委託することをいい、保健所への届出が必要です。

水質検査計画として添付を求め  
ものを記載

現 行	改正案	備考
<p>(第12号様式～第16号様式) (省略)</p> <p>(第17号様式) 専用水道設計変更報告書 (第17号様式)</p> <p style="text-align: center;">専用水道設計変更報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: right;">住所 専用水道の設置者 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人又は組合にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>年 月 日 第 号をもって確認のありました下記専用水道に ついて設計変更しましたので、関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 専用水道の名称</p> <p>2 専用水道の所在地</p>	<p>(第12号様式～第16号様式) (現行のとおり)</p> <p>(第17号様式) <u>(削除)</u></p>	<p>様式の削除</p> <p>(構造に係る設計変更は、再度確認申請が必要であり、誤解を招く恐れがあることから削除)</p>

現 行	改正案	備考																																				
<p>(第18号様式～第20号様式) (省略)</p> <p>(第21号様式) 専用水道立入検査結果書</p> <p>(第21号様式)</p> <p style="text-align: center;">専用水道立入検査結果書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健所長 印</p> <p>水道法第39条第2項の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。 なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、専用水道改善報告書により報告願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="123 865 860 1375"> <tr> <td rowspan="2">専用水道</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">立入検査</td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>立 会 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 査 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">指 導 事 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改 善 期 限</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	専用水道	名 称		所 在 地		立入検査	年 月 日	年 月 日	立 会 人		検 査 員		指 導 事 項			改 善 期 限		年 月 日	<p>(第18号様式～第20号様式) (現行のとおり)</p> <p>(第21号様式) 専用水道立入検査結果書</p> <p>(第21号様式)</p> <p style="text-align: center;">専用水道立入検査結果書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健所長 印</p> <p>水道法第39条第2項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。 なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、専用水道改善報告書により報告願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="952 865 1688 1375"> <tr> <td rowspan="2">専用水道</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">立入検査</td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>立 会 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 査 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">指 導 事 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改 善 期 限</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	専用水道	名 称		所 在 地		立入検査	年 月 日	年 月 日	立 会 人		検 査 員		指 導 事 項			改 善 期 限		年 月 日	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">字句整理</p>
専用水道		名 称																																				
	所 在 地																																					
立入検査	年 月 日	年 月 日																																				
	立 会 人																																					
	検 査 員																																					
指 導 事 項																																						
改 善 期 限		年 月 日																																				
専用水道	名 称																																					
	所 在 地																																					
立入検査	年 月 日	年 月 日																																				
	立 会 人																																					
	検 査 員																																					
指 導 事 項																																						
改 善 期 限		年 月 日																																				